（別紙1）

「次期RSシステムの整備に係る設計・開発・移行等に関する工程管理支援業務」に係る意見への回答

項	文　書　名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種 別	意　　見	理　　由	回答
1	01｜【仕様書案】次期RSシステムの整備に係る設計・開発・移行等に関する工程管理支援業務	8	3	（2）	（ｉ）	4	基本計画の策定において、「作成ドキュメント（ワークシートを含む）」と記載されておりますが、想定される具体例を明示いただきたい。	本業務における成果物の作成内容を明確にするため。	各工程における作業計画や役割、作業成果物に対するレビュー計画、工程管理業者とのミーティング計画等となります。（WBSの基となる基本計画）
2	01｜【仕様書案】次期RSシステムの整備に係る設計・開発・移行等に関する工程管理支援業務	9	3	（2）	（ⅱ）－②	4	「（ⅲ）対象業務の進捗及び工程管理」の内容を踏まえると、本会議は設計開発等業者の進捗報告を踏まえ、進捗上の課題・リスク及び是正事項について協議を行うものと思料するため、会議の位置づけ・目的に照らし以下の見直しをご検討いただきたい。 ・工程管理会議の参加者は、主管部署及び受注者間で協議する会議とする ・設計開発等業者の進捗報告を基に適切な評価・分析のうえ本会議での十分な協議ができるよう、設計開発等業者の報告書提示日の翌日に評価・分析及び進捗報告書作成の期間として１日を設け、その翌日に工程管理会議及び進捗会議を開催するサイクルとする	各会議体の役割・目的の明確化及び適切な準備期間の確保のため。	受注者と主管部署にて適切に議論することが重要と考えております。 一例として以下のような流れを考えております。 ・木曜日又は金曜日の朝に設計開発等業者から進捗報告を電子であげていただく。 ・金曜日に工程管理支援業者が確認をし、進捗状況や課題を整理する。 ・月曜日午前は工程管理会議を開催し、行革事務局あてに工程管理支援業者からの見解を受ける。（設計開発業者は参加しない） ・水曜日の午後に設計開発等業者の定例にて進捗確認のアジェンダにて3者間で協議する。 詳細は設計開発等業者と調整したうえで決定するため、期間や参加者の指定は調達仕様書で限定しません。
3	01｜【仕様書案】次期RSシステムの整備に係る設計・開発・移行等に関する工程管理支援業務	15	3	（2）	－	4	本調達の受注者に求める要件からは、受注者にてトレーサビリティ等のレビューを行うことが求められているように見受けられます。受注者によるトレーサビリティの確認が必要である場合、設計開発等事業者に要件トレーサビリティマトリクスなど確認に必要となる成果物等を作成いただく必要があるため、「レビュー対象となる設計・開発・移行業務の成果物（想定）」へ追加をご検討いただきたい。	本業務内容及び設計開発等事業者との責任範囲を明確にするため。	成果物間の整合性、システムと成果物との整合性は、設計開発等業者宛ての調達仕様書で求めております。また、昨今の市場の状況や事業者の開発手法を鑑みると、AI駆動開発を使った開発方式も見込まれる中、機械的に自動的にトレーサビリティが働くことが想定されております。そのため、これ以上成果物を増やすことは設計開発等業者の負担増を考慮し、正式な成果物としては求めません。ただし、設計開発等業者が追加評価として準備する場合はそれを採用し、利用させていただく余地はございます。
4	01｜【仕様書案】次期RSシステムの整備に係る設計・開発・移行等に関する工程管理支援業務	15	3	（2）	－	4	「表2 レビュー対象となる設計・開発・移行業務の成果物（想定）」に記載されているドキュメント類は、開発事業者が作成する成果物と認識しております。一部、受注者のみがレビュー対象となっている成果物がありますが、成果物の内容及び品質については主管部署においても確認する必要があると考えております。 そのため、すべての成果物について主管部署もレビューを実施する整理としていただくことをご検討いただきたい。	成果物の品質に対する主管部署の確認・関与を明確にするため。	詳細設計書やデータ定義書等はシステムの設定情報に近い内容であり、職員の要件の影響はなく、職員は要件定義や基本設計に注力した情報をもとに、値として適正かは工程管理支援業者に確認していただきたいと考えております。 また、開発手法においてAI駆動開発が行われる場合は詳細設計からテストまで自動化される部分も見込まれるため、システムの知見がある業者にて担保頂く必要があると考えております。よって、本件は定義している情報のままの役割とします。 ただし、職員側に時間があれば成果物の受け入れとして目を通すことは考え得るところです。

項	文　書　名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種 別	意　　見	理　　由	回答
5	01｜【仕様書案】次期RSシステムの整備に係る設計・開発・移行等に関する工程管理支援業務	15	3	（2）	－	1	項番9、10、11、17、19（詳細設計書、テスト仕様書等）の成果物レビューについて、工程管理支援事業者の役割と記載されておりますが、詳細設計及びUT／IT工程に係る成果物の内容そのものの妥当性については、システムの設計・開発責任を有する開発事業者が主体的に確認すべき事項と考えております。 工程管理支援事業者の役割は、開発事業者によるレビューの実施状況や結果、品質管理プロセス等について、第三者的な立場から確認・評価することが中心であり、詳細な設計内容やテスト仕様そのものの適否まで責任を持って評価することは、工程管理支援業務の範囲を超えるものと考えております。 そのため、開発事業者と工程管理支援事業者の役割・責任分担を踏まえ、当該成果物に対するレビューの要求内容及び範囲について見直しをご検討いただきたい。	工程管理支援業務の役務範囲の明確化、及び開発事業者との役割分担の適正化のため。	詳細設計やテスト工程における成果物の品質を担保するにあたり、システム知見のある業者により第三者の目線として確認するための要件となるため、今回まさに工程管理支援業者に求める範囲となります。
6	01｜【仕様書案】次期RSシステムの整備に係る設計・開発・移行等に関する工程管理支援業務	19	4	（1）	－	1	「進捗管理者」に求められる役割・要件は、プロジェクトマネージャーの役割・要件との重複する部分が多いと見受けられるため、プロジェクトマネージャーとの兼務又は取り下げなど配置要件の見直しをご検討いただきたい。	プロジェクトマネージャーとの役割・要件を踏まえた重複解消のため。	今回の設計開発庁業者の成果物において、一定数の画面数や機能数があり、それぞれ関連する成果物の数が多く、プロジェクトマネージャーの負担増となる要素であるため、各アウトプットの進捗のコントロールはプロジェクトマネージャーと分けて管理する必要があるものと考えております。 プロジェクトマネージャーとの兼務は考えておりませんが、過剰な要員体制にならないよう、他の業務従事者との兼務は可能としております。
7	01｜【仕様書案】次期RSシステムの整備に係る設計・開発・移行等に関する工程管理支援業務	22	4	（2）	（i）	1	「ISO/IEC 42001（AIマネジメントシステム）」は、AIシステムの企画、開発、運用等におけるリスク管理やガバナンス体制の整備に関する認証であり、主としてAIシステム・サービスを提供又は運用する事業者に関連するものと認識しております。一方、工程管理支援事業者の主たる役割は、プロジェクト全体の進捗・課題管理、品質管理状況の確認、関係者間の調整等の認識です。 このため、「ISO/IEC 42001」の認証保有の有無は、工程管理支援業務を適切に遂行する能力を直接的に評価する要件とは言い難く、資格要件として求めることに加え、加点項目として評価することについても、役務との関連性の観点から過度な要件であると考えております。 したがって、工程管理支援業務に求められる役割及び能力との関連性を踏まえ、「ISO/IEC 42001」の認証保有については、加点項目からも削除することをご検討いただきたい。	資格要件と実際の役務内容との整合、及び参加要件の妥当性・競争性を確保するため。	今回の調達にかかる課題管理や品質管理においては、AIの知見を要し、課題や品質のリスクを抱えやすいものと想定しており、AIに関する取組や危険性を踏まえた知見や積極的な活動をしている事業者が関与することを強く求めております。 ただし、市場におけるこれらの資格取得状況を鑑みて、現在、加点項目としての検討はしておりません。
8	01｜【仕様書案】次期RSシステムの整備に係る設計・開発・移行等に関する工程管理支援業務.pdf	6	1 調達案件の概要	(4) 契約期間	-	3	「契約締結日から令和10年３月31日（金）まで」とありますが、「表 1 調達案件及び関連する調達案件の調達単位、調達の方式、実施時期等」において本業務の工程管理対象である「次期RSシステムの整備に係る設計・開発・移行等及び令和10年度運用保守業務」（以降「次期システム開発等業務」という）の契約期間は「令和9年4月～令和11年3月31日まで（予定）」となっており、本業務よりも1年度程度契約期間が長く設定されております。 本業務においても次期システム開発等業務と同様に令和11年3月31日までの契約期間が望ましいと考えますので、ご検討いただけますと幸いです。	本業務と次期システム開発等業務の期間を合わせることで、同一の事業者にて一貫した工程管理が可能となり、次期システム開発等業務の納期順守や品質担保に対する効果をより高めることが可能となるため。	ご意見ありがとうございます。契約期間については、設計・開発側の調達に合わせて修正します。 該当期間における運用保守にかかる業務についても記載いたします。

項	文　書　名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種 別	意　　見	理　　由	回答
9	01｜【仕様書案】次期RSシステムの整備に係る設計・開発・移行等に関する工程管理支援業務.pdf	8	3 本業務の実施内容	(2) 本業務の内容	（ⅱ）各種会議への出席等を通じた対象業務の円滑かつ確実な実施の確保	3	「①進捗確認会議」に「進捗確認会議には、各工程の開始及び完了時に開催される工程会議、必要に応じて適宜開催される仕様調整会議も含まれるものとする。」とありますが、現状意見招請中の「次期システム開発等業務」の仕様書では「各工程の開始及び完了時に開催される工程会議」の開催は明示されていないように見受けられます。 上記について、本業務と「次期システム開発等業務」の仕様の整合性が読み取れるような説明の追記をご検討いただけますと幸いです。 ※「②工程監理会議」についても同様になります。	関連する業務間で作業内容を整合させることで、必要な作業が確実に遂行されることを担保するため。	設計・開発側の仕様書について、整合が取れるよう検討します。
10	01｜【仕様書案】次期RSシステムの整備に係る設計・開発・移行等に関する工程管理支援業務.pdf	19	4 本業務の実施体制・方法	(1) 業務実施体制	-	3	「技術専門担当者」の役割として「※進捗管理者、情報セキュリティ責任者、作業者との兼務を可とする。」とある一方で、「情報セキュリティ担当者」側では「※プロジェクトマネージャ、進捗管理者、作業者との兼務を可とする。」とあります。 「技術専門担当者」と「情報セキュリティ担当者」の兼務可否について整合していないように見受けられますのでご確認いただけますと幸いです。 ※「情報セキュリティ責任者」と「情報セキュリティ担当者」で表記が揺れているように見受けられますので、合わせてご確認いただけますと幸いです。	仕様の明確化のため。	ご意見ありがとうございます。ご指摘のとおり対応します。
11	01｜【仕様書案】次期RSシステムの整備に係る設計・開発・移行等に関する工程管理支援業務.pdf	22	4 本業務の実施体制・方法	(2) 受注者及び業務従事者に求める資格等の要件	（ｉ）受注者に求める要件	2	「（加点項目）」に「生成AI等を用いたシステムの設計・開発又はこれに係る支援を行った経験を、国の機関、民間企業を問わず、複数有すること。」とありますが、国の機関に対する生成AIの導入は利用可能なサービスの制約や取り扱う情報の機密性、職員等の利用者の特性等民間企業にはない考慮事項が存在することから、民間企業における経験から得られる有益性は限定的と考えます。 本業務の効果的かつ効率的な推進のため、加点として求める実績を「国の機関」に限定することも一案かと存じますので、ご検討いただけますと幸いです。 ※「（ⅱ）全体責任者」「（ⅲ）プロジェクトマネージャ」についても同様となります。	本業務の効果的かつ効率的に推進することの蓋然性を高めるため。	調達仕様書において、官公庁に特化したガイドラインを指定しているため、官公庁向けの要件に沿った対応がなされるものと考えています。知見や経験を要する部分も考慮し、加点項目として検討します。
12	01｜【仕様書案】次期RSシステムの整備に係る設計・開発・移行等に関する工程管理支援業務.pdf	29	4 本業務の実施体制・方法	(2) 受注者及び業務従事者に求める資格等の要件	(vii) 作業者	3	「（加点項目）」の3項目「によるシステムの設計・開発・移行又は～」は誤植が含まれると見受けられますのでご確認いただけますと幸いです。	仕様の明確化のため。	ご意見ありがとうございます。対応します。
13	01｜【仕様書案】次期RSシステムの整備に係る設計・開発・移行等に関する工程管理支援業務.pdf	21	4 本業務の実施体制・方法	(2) 受注者及び業務従事者に求める資格等の要件	（ｉ）受注者に求める要件	1	「構築工数 500 人月以上のシステムの設計・開発（設計・開発・移行を含み、自社利用に関するものを除く。以下この項において同じ。）又はこれに係る工程管理（以下「工程管理等（500人月）」という。）の実績を過去5年以内に 1 以上有すること。」にお示しいただいた規模の要件（500人月以上）について、「次期システム開発等業務」側で提出された意見や次期RSシステムの想定規模等を踏まえ、適切な値への見直しをご検討いただければ幸いです。	本業務のコスト最適性の向上のため。	ご意見ありがとうございます。対応します。

項	文　書　名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種 別	意　　見	理　　由	回答
14	01｜【仕様書案】次期RSシステムの整備に係る設計・開発・移行等に関する工程管理支援業務	26	4	(2)	v	1	「ガバメントクラウドとして利用できるクラウドサービスプロバイダーの上級クラウド認定資格を保有している又はそれと同等であることが経歴等により明らかであること」の個人資格保有必須を撤廃し、クラウドベンダー(MS/AWS等)との共同体制で満たせること、のように変更	工程管理の本質は構築ではなく「複数のアーキテクチャ・開発方式に対する目利き・レビュー能力」であり、個人のハンズオン資格保有は本質的な適性を測る指標として過剰	今回の工程管理支援業務には技術支援が含まれており、適正な能力を有する技術責任者を必要とする要件を提示しております。 そのような有資格者と同等の経験を求めている記載としており、必ずしも資格を保有していただく必要はありません。
15	01｜【仕様書案】次期RSシステムの整備に係る設計・開発・移行等に関する工程管理支援業務	26	4	(2)	iv	2	「行政事業レビュー又はEBPMに関する取組に有識者・受注者等として関与した経験」(現行:進捗管理者の加点項目)を、全体責任者・進捗管理者レベルの必須項目に格上げする	仕様書案では「作成ルールへの準拠確認」に留まらず、要件定義の内容面(ロジックモデルの妥当性等)までレビューすることを求めている(3(2)(ⅳ)エ)にもかかわらず、その適正を測る項目が受注者要件で必須となっていない	本調達は、行政事業レビューに関する業務理解を求めるものですが、その経験については、競争性・公平性の観点から、加点項目とさせていただいております。

別紙2

「次期RSシステムの整備に係る設計・開発・移行等に関する工程管理支援業務」に係る質問への回答

項	文　書　名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種 別	質　　問　　等	理　　由	回答
1	01｜【仕様書案】次期RSシステムの整備に係る設計・開発・移行等に関する工程管理支援業務	8	3	（2）	－	1	「次期RSシステム整備に向けた要件定義等の支援及びAI利用実証」業務の引継ぎについて、前工程受注事業者と本調達受注者の契約期間が重複していないため、引継ぎは貴官房職員による引継ぎ又は受注者による書面確認にて行うとの理解で相違ないか、ご教示いただきたい。	役務開始後の作業（具体的な引継ぎ作業方法）を理解するため。	今回の調達は令和9年度当初予算の範囲で行うことを想定しているため、令和8年度事業とは契約期間が重なりません。従いまして、職員を介した引継ぎ又は資料による確認にて行うとの理解で相違ございません。
2	01｜【仕様書案】次期RSシステムの整備に係る設計・開発・移行等に関する工程管理支援業務	8	3	（2）	－	1	「次期RSシステム整備に向けた要件定義等の支援及びAI利用実証」業務の成果物は、本調達における調達仕様書別紙として添付、または閲覧資料として公開いただけるという理解で相違ないか、ご教示いただきたい。	本調達における作業範囲や前提条件等に関するインプット情報の提供有無を確認するため。	ご認識のとおり、提供予定です。
3	次期RSシステムの整備に係る設計・開発・移行等に関する工程管理支援業務調達仕様書（案）	3	(2)			1	「要件定義等の支援」の受注事業者からの引継ぎを受けと記載がありますが、受注事業者から成果物の授受のみならず、直接の引継ぎを受けられる期間の想定はありますでしょうか？また、直接の引継ぎが想定されている場合、引継ぎ方法（質問表でのやりとり、会議開催等）は決定しておりますでしょうか？ 文書の記載内容は以下の通り。 受注者は本業務の実施にあたり、「次期RSシステム整備に向けた要件定義等の支援及びAI利用実証」業務の受注事業者からの引継ぎを受け、対象業務の調達仕様及び要件を正確かつ詳細に理解した上で実施すること。	「表１　調達案件及び関連する調達案件単位、調達の方式、実施時期等」を拝見すると「要件定義等の支援」の受注事業者の契約期間は令和９年3月31日まで（予定）となっており、本調達の契約期間（令和９年４月～）と重複する期間が存在しないため。	前工程受注者との契約期間が重ならないため、職員を介した引継ぎ又は資料による引継ぎを予定しています。具体的な引継ぎ方法は、資料による確認を基本とし、必要に応じて調整します。
4	次期RSシステムの整備に係る設計・開発・移行等に関する工程管理支援業務調達仕様書（案）	3	(3)			1	スケジュール（想定）に以下の工程期間が記載されておらず、「表２　レビュー対象となる設計・開発・移行業務の成果物（想定）」と差異がありました。 以下の工程のスケジュール（想定）はありますでしょうか？ 差異がある工程 １．AI実証（レビュー対象成果物No16「AI実証の結果報告」に相当する） ２．結合テスト（レビュー対象成果物No21「結合テスト結果報告書」に相当する） ３．運用テスト（レビュー対象成果物No23「運用テスト結果報告書」に相当する） ４．情報セキュリティの検査（レビュー対象成果物No25「情報セキュリティの検査結果報告書」に相当する）	「スケジュール（想定）」と「表２　レビュー対象となる設計・開発・移行業務の成果物（想定）」に差異があり、いずれかの記載の漏れであるか、記載誤りであるか判断ができなかったため。	運用テスト及び情報セキュリティの検査は、総合テストに含みます。AI実証及び結合テストの想定開始時期は、仕様書に記載します。